

# 横須賀市報

第 1827 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目 次

- 規 則**
- ◇許認可等の標準処理期間に関する規則中一部改正…… 14867
  - 告 示**
  - ◇指定一般避難所の指定について…………… //
  - ◇指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定について… //
  - ◇教育委員会委員の再任について…………… 14869
  - ◇地縁による団体の告示事項の変更について…………… //
  - ◇西コミュニティセンターの一部の供用の休止につい  
て…………… //
  - 公 告**
  - ◇債権差押調書の公示送達…………… //
  - ◇配当計算書の公示送達…………… //
  - ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達…………… //
  - ◇市民税・県民税ほか3件の督促状の公示送達…………… //
  - ◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達…… 14870
  - ◇普通財産(土地)の売払いに係る一般競争入札につい  
て…………… //
  - ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について…………… //
  - ◇国土調査による地図及び簿冊の閲覧について…………… //
  - 上下水道局告示**
  - ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… //
  - ◇指定下水道工事店の指定について…………… //
  - ◇指定下水道工事店の代表者の変更について…………… //
  - 教育委員会告示**
  - ◇市立大楠幼稚園の園児募集について…………… 14871
  - 選挙管理委員会告示**
  - ◇選挙権を有する方の50分の1の数について…………… //
  - ◇選挙権を有する方の3分の1の数について…………… //
  - ◇選挙権を有する方の6分の1の数について…………… //
  - ◇衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の  
設置場所について…………… //
  - ◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議  
員選挙に係る期日前投票所における投票管理者及び同職  
務代理者の選任について…………… //
  - ◇指定投票区等の指定について…………… //
  - ◇指定在外選挙投票区の指定について…………… //
  - ◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議  
員選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任につ  
いて…………… //
  - ◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議  
員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任につ  
いて…………… //
  - ◇衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名  
等の掲示順序のくじを行う日時及び場所について…… 14872
  - ◇衆議院議員総選挙における期日前投票を行う場所につ  
いて…………… //
  - ◇衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票時間につ  
いて…………… //
  - ◇衆議院議員総選挙における不在者投票を行う場所につ  
いて…………… //
  - ◇衆議院議員総選挙における在外選挙人に係る期日前投票  
を行う場所について…………… //
  - ◇衆議院議員総選挙における在外選挙人に係る不在者投票  
を行う場所について…………… //
  - ◇衆議院議員総選挙における船員の指定港に係る不在者投  
票を行う場所について…………… //

- ◇衆議院議員総選挙における投票所について…………… //
- ◇衆議院議員総選挙における開票の日時及び場所につ  
いて…………… //
- ◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議  
員選挙における開票立会人のくじを行う日時及び場所につ  
いて…………… //
- ◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議  
員選挙に係る期日前投票所における投票管理者及び同職  
務代理者の選任替えについて…………… //
- ◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議  
員選挙に係る投票所における投票管理者及び同職務代理  
者の選任替えについて…………… //
- 農業委員会告示**
- ◇農業委員会総会の招集について…………… 14873

## 規 則

### 横須賀市規則第119号

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年11月10日

横須賀市長 上地 克明

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則

許認可等の標準処理期間に関する規則(平成13年横須賀市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第9項の表自然環境共生課の項中

飼養の登録	同法第19条第5項	5日	を
販売禁止鳥獣等の販売の許可	同法第24条第1項	5日	

飼養の登録	同法第19条第5項	5日	に
-------	-----------	----	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 横須賀市告示第199号 (令和3年11月1日 掲 示 済)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第1条の7の2第1項に規定する指定一般避難所を指定しました。

令和3年11月1日

横須賀市長 上地 克明

名 称	所 在 地
常葉中学校	横須賀市小川町18番地

### 横須賀市告示第200号 (令和3年11月1日 掲 示 済)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項

の規定により、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第1項に規定する指定一般避難所及び同条第2項に規定する指定福祉避難所を指定しました。

令和3年11月1日

横須賀市長 上 地 克 明

名 称	所 在 地	受入対象者
追浜小学校	横須賀市鷹取2丁目16番1号	要配慮者及びその家族
追浜中学校	横須賀市夏島町12番地	要配慮者及びその家族
夏島小学校	横須賀市浦郷町4丁目35番地	要配慮者及びその家族
浦郷小学校	横須賀市追浜東町2丁目14番地	要配慮者及びその家族
鷹取中学校	横須賀市湘南鷹取2丁目30番1号	要配慮者及びその家族
鷹取小学校	横須賀市湘南鷹取4丁目7番1号	要配慮者及びその家族
船越小学校	横須賀市船越町5丁目34番地	要配慮者及びその家族
田浦中学校	横須賀市船越町7丁目66番地	要配慮者及びその家族
田浦小学校	横須賀市田浦町3丁目55番地	要配慮者及びその家族
長浦小学校	横須賀市安針台3番1号	要配慮者及びその家族
逸見小学校	横須賀市西逸見町1丁目14番地	要配慮者及びその家族
沢山小学校	横須賀市東逸見町3丁目35番地	要配慮者及びその家族
桜小学校	横須賀市坂本町1丁目19番地	要配慮者及びその家族
坂本中学校	横須賀市坂本町1丁目19番地	要配慮者及びその家族
不入斗中学校	横須賀市坂本町1丁目19番地	要配慮者及びその家族
汐入小学校	横須賀市汐入町2丁目53番地	要配慮者及びその家族
諏訪小学校	横須賀市小川町18番地	要配慮者及びその家族
田戸小学校	横須賀市米が浜通2丁目12番地	要配慮者及びその家族
山崎小学校	横須賀市三春町6丁目4番地	要配慮者及びその家族
豊島小学校	横須賀市上町3丁目21番地	要配慮者及びその家族
鶴久保小学校	横須賀市不入斗町1丁目1番地	要配慮者及びその家族
公郷小学校	横須賀市公郷町4丁目5番地	要配慮者及びその家族
公郷中学校	横須賀市公郷町5丁目81番地	要配慮者及びその家族
池上小学校	横須賀市池上3丁目5番1号	要配慮者及びその家族

池上中学校	横須賀市池上3丁目5番1号	要配慮者及びその家族
城北小学校	横須賀市平作1丁目6番1号	要配慮者及びその家族
衣笠中学校	横須賀市平作2丁目31番1号	要配慮者及びその家族
衣笠小学校	横須賀市小矢部2丁目16番1号	要配慮者及びその家族
大矢部小学校	横須賀市大矢部3丁目26番1号	要配慮者及びその家族
森崎小学校	横須賀市森崎3丁目13番1号	要配慮者及びその家族
大矢部中学校	横須賀市森崎5丁目14番2号	要配慮者及びその家族
大津小学校	横須賀市大津町3丁目24番1号	要配慮者及びその家族
大津中学校	横須賀市大津町5丁目2番1号	要配慮者及びその家族
根岸小学校	横須賀市大津町5丁目5番1号	要配慮者及びその家族
走水小学校	横須賀市走水2丁目2番2号	要配慮者及びその家族
馬堀小学校	横須賀市馬堀町4丁目10番1号	要配慮者及びその家族
馬堀中学校	横須賀市馬堀町4丁目10番2号	要配慮者及びその家族
望洋小学校	横須賀市桜が丘1丁目50番1号	要配慮者及びその家族
大塚台小学校	横須賀市池田町3丁目1番1号	要配慮者及びその家族
浦賀小学校	横須賀市浦賀3丁目8番1号	要配慮者及びその家族
浦賀中学校	横須賀市浦賀3丁目26番1号	要配慮者及びその家族
小原台小学校	横須賀市小原台3番1号	要配慮者及びその家族
旧上の台中学校	横須賀市鴨居2丁目55番15号	要配慮者及びその家族
鴨居小学校	横須賀市鴨居3丁目1番6号	要配慮者及びその家族
鴨居中学校	横須賀市鴨居3丁目2番2号	要配慮者及びその家族
高坂小学校	横須賀市西浦賀3丁目1番1号	要配慮者及びその家族
岩戸中学校	横須賀市岩戸5丁目6番3号	要配慮者及びその家族
岩戸小学校	横須賀市岩戸5丁目20番1号	要配慮者及びその家族
久里浜中学校	横須賀市久里浜2丁目11番1号	要配慮者及びその家族
久里浜小学校	横須賀市久里浜6丁目6番1号	要配慮者及びその家族
明浜小学校	横須賀市久里浜6丁目7番1号	要配慮者及びその家族

神明小学校	横須賀市神明町 407 番地	要配慮者及びその家族
神明中学校	横須賀市神明町 903 番地	要配慮者及びその家族
粟田小学校	横須賀市ハイランド 2 丁目 41 番 1 号	要配慮者及びその家族
野比小学校	横須賀市野比 1 丁目 25 番 1 号	要配慮者及びその家族
野比中学校	横須賀市野比 4 丁目 4 番 1 号	要配慮者及びその家族
野比東小学校	横須賀市野比 4 丁目 6 番 1 号	要配慮者及びその家族
北下浦小学校	横須賀市長沢 1 丁目 29 番 1 号	要配慮者及びその家族
北下浦中学校	横須賀市長沢 1 丁目 30 番 17 号	要配慮者及びその家族
長沢中学校	横須賀市長沢 5 丁目 1 番 1 号	要配慮者及びその家族
津久井小学校	横須賀市津久井 5 丁目 2 番 1 号	要配慮者及びその家族
長井小学校	横須賀市長井 5 丁目 9 番 1 号	要配慮者及びその家族
長井中学校	横須賀市長井 5 丁目 12 番 1 号	要配慮者及びその家族
富士見小学校	横須賀市武 3 丁目 19 番 1 号	要配慮者及びその家族
武山中学校	横須賀市武 3 丁目 31 番 1 号	要配慮者及びその家族
武山小学校	横須賀市太田和 3 丁目 1 番 1 号	要配慮者及びその家族
荻野小学校	横須賀市荻野 8 番 1 号	要配慮者及びその家族
大楠中学校	横須賀市芦名 1 丁目 2 番 1 号	要配慮者及びその家族
大楠小学校	横須賀市芦名 1 丁目 29 番 18 号	要配慮者及びその家族

備考

- 1 受入対象者とは、災害対策基本法施行規則第 1 条の 7 の 2 第 2 項の規定により特定する指定福祉避難所に受け入れる被災者等をいう。
- 2 要配慮者とは、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第 288 号）第 20 条の 6 第 5 号に規定する要配慮者をいう。

横須賀市告示第 201 号 (令和3年11月2日 掲 示 済)

本市議会の同意を得て、令和3年11月1日本市教育委員会委員に次の者を再任しました。

令和3年11月2日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市野比 2 丁目 8 番 35 号

荒 川 由 美 子

横須賀市告示第 202 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和3年11月10日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
公郷台自治会	砂子田 翼 横須賀市公郷町 5 丁目 14 番地 32	砂子田 翼 横須賀市公郷町 6 丁目 20 番地 77

横須賀市告示第 203 号

西コミュニティセンターは、改修工事のため、令和3年11月21日から同年12月28日までの間、集会室及び音楽室の供用を休止します。

令和3年11月10日

横須賀市長 上 地 克 明

公 告

横須賀市公告第 204 号 (令和3年10月29日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月29日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 205 号 (令和3年10月29日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月29日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 206 号 (令和3年10月29日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年10月29日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和3年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第 207 号 (令和3年11月2日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年11月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和2年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	2月随時	令和3年9月7日
	固定資産税 都市計画税	第3期分	令和3年1月28日
		第4期分	令和3年3月23日
令和3年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第2期分	令和3年9月29日
		7月随時	令和3年8月26日
	固定資産税 都市計画税	第2期分	令和3年8月26日

(別紙略)

横須賀市公告第208号 (令和3年11月2日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年11月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和3年度	固定資産税 都市計画税	9月随時分

(別紙略)

横須賀市公告第209号 (令和3年11月10日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により市有地の売払いを行います。

令和3年11月10日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第210号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和3年11月10日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横 濱 横 須 賀 43-33

横須賀市公告第211号

衣笠栄町3丁目及び4丁目の各一部の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定による地籍調査を実施し、当該土地の地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供しません。

令和3年11月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 地図及び簿冊の名称  
地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧場所  
横須賀市土木部道路管理課
- 3 閲覧期間  
令和3年11月10日から同月30日までの午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。
- 4 誤り等の申出  
閲覧の結果、地図及び簿冊に誤り等があると認める場合は、閲覧期間満了の日までに市に申し出ることができます。誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第48号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和3年11月10日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
595	株式会社熊谷設備	熊谷 洋 一	足柄上郡大井町金子1764番地1 横山モカール102号	令和3年 10月20日	令和8年 10月19日
596	スマイル水道設備	大 澤 直 人	横浜市磯子区磯子6丁目16番6号	令和3年 10月20日	令和8年 10月19日

横須賀市上下水道局告示第49号

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条及び指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第2条の規定に基づき、令和8年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和3年11月10日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須 408	株式会社熊谷設備	熊谷 洋 一	足柄上郡大井町金子1764番地1 横山 モカール102号	令和3年10月20日

横須賀市上下水道局告示第50号

令和3年横須賀市上下水道局告示第8号により指定した指定下水道工事店株式会社水巧舎は、次のとおり代表者を変更しました。

令和3年11月10日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須 401	株式会社水巧舎	龍 野 智 嗣	龍 野 貴 嗣	横浜市泉区上飯田町 499 番地 2

## 教育委員会告示

### 横須賀市教育委員会告示第21号 (令和3年10月15日 掲 示 済)

令和4年度横須賀市立大楠幼稚園に入園する園児を次のとおり募集します。

令和3年10月15日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

(次のとおりは略)

## 選挙管理委員会告示

### 横須賀市選挙管理委員会告示第49号 (令和3年10月18日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,766です。

令和3年10月18日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

### 横須賀市選挙管理委員会告示第50号 (令和3年10月18日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、112,758です。

令和3年10月18日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

### 横須賀市選挙管理委員会告示第51号 (令和3年10月18日 掲 示 済)

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、56,379です。

令和3年10月18日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

### 横須賀市選挙管理委員会告示第52号 (令和3年10月18日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を設置する場所を、別紙のとおり定めます。

令和3年10月18日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

### 横須賀市選挙管理委員会告示第53号 (令和3年10月18日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、別紙のとおり選任しま

す。

令和3年10月18日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

### 横須賀市選挙管理委員会告示第54号 (令和3年10月18日 掲 示 済)

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第26条第1項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、併せて指定関係投票区を定めました。

なお、令和3年横須賀市選挙管理委員会告示第18号は、廃止します。

令和3年10月18日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

衆議院小選挙区選出議員選挙

指定投票区	指 定 関 係 投 票 区
第16投票区	第1投票区から第15投票区まで及び第17投票区から第86投票区まで

衆議院比例代表選出議員選挙

指定投票区	指 定 関 係 投 票 区
第16投票区	第1投票区から第15投票区まで及び第17投票区から第86投票区まで

最高裁判所裁判官国民審査

指定投票区	指 定 関 係 投 票 区
第16投票区	第1投票区から第15投票区まで及び第17投票区から第86投票区まで

### 横須賀市選挙管理委員会告示第55号 (令和3年10月18日 掲 示 済)

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の3第2項の規定により、指定在外選挙投票区として第16投票区を指定します。

令和3年10月18日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

### 横須賀市選挙管理委員会告示第56号 (令和3年10月18日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、別紙のとおり選任します。

令和3年10月18日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

(別紙略)

### 横須賀市選挙管理委員会告示第57号 (令和3年10月18日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、次のとおり選任します。

令和3年10月18日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第58号 (令和3年10月19日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第1項から第3項までの規定による投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和3年10月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

- 1 日時 令和3年10月19日午後5時30分
- 2 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地  
ヴェルクよこすか2階  
横須賀市選挙管理委員会事務局

横須賀市選挙管理委員会告示第59号 (令和3年10月19日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和3年10月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第60号 (令和3年10月19日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及びこれと同時に  
行う最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票時間  
を、次のとおり定めます。

令和3年10月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第61号 (令和3年10月19日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票  
を行う場所を、次のとおり定めます。

令和3年10月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第62号 (令和3年10月19日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における在外選挙  
人に係る期日前投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和3年10月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

場所 横須賀市日の出町1丁目5番地  
ヴェルクよこすか2階  
横須賀市選挙管理委員会事務局

横須賀市選挙管理委員会告示第63号 (令和3年10月19日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における在外選挙  
人に係る不在者投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和3年10月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

場所 横須賀市日の出町1丁目5番地

ヴェルクよこすか2階  
横須賀市選挙管理委員会事務局

横須賀市選挙管理委員会告示第64号 (令和3年10月19日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における船員の指  
定港に係る不在者投票を行う場所を、次のとおり定めます。

令和3年10月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

場所 横須賀市日の出町1丁目5番地  
ヴェルクよこすか2階  
横須賀市選挙管理委員会事務局

横須賀市選挙管理委員会告示第65号 (令和3年10月19日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における投票所  
を、別紙のとおり定めます。

令和3年10月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第66号 (令和3年10月19日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における横須賀市  
開票区の開票の日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和3年10月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

- 1 日時 令和3年10月31日午後9時
- 2 場所
  - (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙  
横須賀市不入斗町1丁目2番地  
横須賀市総合体育会館第1競技場
  - (2) 衆議院比例代表選出議員選挙  
横須賀市不入斗町1丁目2番地  
横須賀市総合体育会館第2競技場

横須賀市選挙管理委員会告示第67号 (令和3年10月19日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆  
議院比例代表選出議員選挙における横須賀市開票区の開票立会  
人となるべき方につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)  
第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う日時及び場所  
を、次のとおり定めます。

令和3年10月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

- 1 日時 令和3年10月28日午後5時10分
- 2 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地  
ヴェルクよこすか2階  
横須賀市選挙管理委員会事務局

横須賀市選挙管理委員会告示第68号 (令和3年10月20日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆  
議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者  
及び同職務代理者について、次のとおり選任替えをしました。

令和3年10月20日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第69号 (令和3年10月25日 掲 示 済)

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及び同職務代理人について、次のとおり選任替えをしました。

令和3年10月25日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道夫

(次のとおりは略)

## 農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第11号 (令和3年11月1日)  
掲 示 済

令和3年第11回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和3年11月1日

横須賀市農業委員会  
会長 田丸 定雄

- 1 日時 令和3年11月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
  - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達について
  - (4) 非農地証明の申請について
  - (5) 農地等の現況に関する照会に対する回答について
  - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
  - (7) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
  - (8) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について